

<報告事項>

1 令和元年度事業計画の件

I 活動の基本方針

1. 平成30年度は、消費税率引上げに伴う軽減税率制度の啓発活動に注力したほか、租税教育活動として「租税教室」や「税に関する絵はがきコンクール」を積極的に推進した。また、自主点検チェックシートの有効活用やマイナンバー制度の普及促進にも積極的に取り組んだ年度であった。

令和元年度も従来と同様に、引続き「税」を主体とした各種施策に取り組むこととし、広く一般市民をも取り込んだ事業の展開、租税教育活動の一層の拡充、更なる税務コンプライアンスやガバナンスの向上策、マイナンバー制度の普及促進等に重点を置き、推進に当たっては、税務当局並びに行政庁との連携を密にした事業を展開する。

そして、2年後に到来する法人会全国大会（千葉大会）に備えるため、実行委員会を立ち上げ、受入体制を整えることとする。

加えて、法人会組織の維持や、魅力ある充実した事業活動を行うため、新規会員の獲得、福利厚生制度手数料収入の増加を通じ、盤石な財政基盤を構築する。

2. 法人会は、「税」に関わる唯一の団体であり、県内単位会、東京国税局管内法人会連合協議会、全国法人会総連合、友誼団体等との密接な連携を図りつつ、組織の拡充と会員の積極的な相互啓発を支援し、研修内容の更なる充実と企業経営及び社会の健全な発展に貢献する事業活動の推進に努める。

II 主な事業計画

1. 公益目的事業の推進

(1) 税制改正の提言

我国においては、現下の経済状況等を踏まえ、デフレからの早期脱却・経済再生が最優先課題であるほか、東日本大震災や熊本地震など自然被害からの復興も重要な課題となっている。

本年10月から、消費税率10%に引き上げられる予定であるが、経済への影響の平準化に向け、臨時・特別の予算措置が講じられることとなっている。さらに消費税増収分の用途が変更され、幼児教育無償化等に充てられるなど、引続き、財政再建と持続可能な社会保障制度の構築が大きな課題となっている。このほか、少子化対策や女性活躍の推進、グローバル化の進展など社会構造の変化への対応などといった課題も山積している。

こうした情勢を踏まえ、地域経済の担い手である中小企業の活性化に資する税制をはじめ、税のオピニオンリーダーとして我国の将来を展望する建設的な提言に努める。

イ. 2020年度税制改正要望事項を千葉県内選出の国会議員並びに自治体の首長・議長に対して積極的にその実現に向け要望する。

ロ. 全法連が開催する全国大会及び税制セミナー等に積極的に参加する。

(2) 社会貢献・租税教育活動の情報収集並びに活動支援

既に多彩な活動が展開されている各単位会の社会貢献と青年部会の「租税教育活動」及び女性部会の「絵はがきコンクール」等の「税知識の普及に資する事業」については、事業活動の情報収集・提供に努め、引続き各会の推進活動を支援する。

(3) 「e-Tax・eLTAX」の利用促進並びに「マイナンバー」の利用周知

「e-Tax・eLTAX」を活用した申告・納税方法の利用促進を図ると共に、申告書や法定調書への「マイナンバー」の記載が本格化したのに伴い、更なるその利用周知を県内会員企業の法人及び個人へ働きかけるべく推進する。

また、各単位会の「e-Tax・eLTAX」による申告納税業務の取組みに、協会として積極的な役割を果たすこととする。

(4) 研修活動の充実

研修活動は会員の自己啓発を支援するための事業であり、一般社団法人の特質を生かし、会員企業向けの研修・講演会や事務局向けの研修等の開催を企画・実施する。

- イ. 経済の構造変化や昨今の情報化の進展により、多様化する会員のニーズを踏まえて研修内容の充実を図り、協会にふさわしい研修活動の推進に努める。
- ロ. 全法連主催の各種セミナー等に積極的に参加する。

(5) 広報活動の充実

税の啓発に資する税務知識の普及、納税意識の高揚等、税務行政への協力のための広報活動を積極的に展開し、会員増強及び組織強化に関する広報活動についてもその充実強化に努める。そして、法人会のイメージアップ並びに知名度向上等を図るため、市中新聞、ポスター等を通じて、PR活動に努める。

なお、インターネットによるホームページの活用についても情報化時代の広報として重要であり、法人会を広く認知してもらう観点より、広報活動の大きな柱に据えて更なる充実を図り、迅速かつタイムリーな広報を目指す。

(6) 関連機関との連携強化

東京国税局との連絡協議会の開催、また千葉県税理士会や一般社団法人千葉県青色申告会連合会等の関係団体との連絡協調を一層密にするよう努める。

また、千葉県総務部税務課並びに政策法務課と緊密な連絡を図り、地方税を主とした税務行政への一層の協力と各単位会の健全な運営に必要な情報の入手に努める。

2. 組織・財政基盤の確立

(1) 組織の充実・強化

イ. 組織の再構築

新公益法人制度下の一般社団法人である協会と公益もしくは一般社団法人である単位会とのあり方について模索する。

ロ. 会員増強

退会防止に努めるほか、4万社の会員数復活に努める。

なお、「会員増強統一月間」運動は9月から12月の4か月間として、積極的な会員増強を図るとともに会員の退会防止に努めることにより、会員数を堅持すると共に財政基盤の確立に努める。

- (イ) 「会員増強統一月間」運動の実施
- (ロ) 「年間会員増強」運動の実施
- (ハ) 福利厚生制度取扱会社及び関係機関との連携強化による会員増強の推進
- (ニ) 法人会入会勧奨に関する資料の作成及び配布
- (ホ) 全法連資料の収集及び活用
- (ヘ) その他、会員増強に関する事業

ハ. 組織強化

各法人会活動の基盤である組織の確立強化を支援する。

- (イ) 法人会組織活動の充実強化に関する助成
- (ロ) 組織強化に関する全法連資料及び情報の収集・提供
- (ハ) 事務局職員を対象とした研修の開催
- (ニ) その他、組織強化に関する事業

二. 単位会支部組織の充実

単位会における支部組織（支部・地区等）は、会員の声を吸収しつつ、会員や地域に密着した活動、さらには会員増強運動を展開するために不可欠である。

このため、中長期的指針としての「支部組織のあり方」に基づき、支部組織のより一層の充実を図る。

ホ. 青年・女性部会活動の充実

- (イ) 青年部会連絡協議会では、「青年部会のあり方（指針）」に沿って、「税の啓発」をはじめとする活動の充実を図るとともに、「部会員増強運動」並びに「福利厚生制度」の普及を引続き推進し、全法連「アンケート調査システム」への登録にも積極的に取り組む。

また、青年部会活動の大きな柱である「租税教育活動」については、引続き積極的に支援する。特に、本年は「全国青年の集い」に千葉県代表会が租税教育活動プレゼンテーションコンクールに出場するので、積極的に支援する。

更に、青年部会相互の「情報の共有化」について、その具体的な施策を講じることにより、県内の部会活動の活性化を図る。

- (ロ) 女性部会連絡協議会では、「女性部会のあり方（指針）」に沿って、部会員の資質向上と法人会活動の充実・活性化に努める。

また、租税教育をはじめとする税の啓発活動を積極的に推進し、全法連女性連協の「税に関する絵はがきコンクール」の実施を全面的に支援する。そして、各単位会の代表作品をカレンダー化し、法人会のPR活動を展開する。

加えて、本年は、女連協創立30周年記念大会を開催する。

ヘ. 法人会全国大会開催の準備

2021年10月に開催予定の法人会全国大会（千葉大会）に備えるため、本年度内に実行委員会を立ち上げ、受入準備体制を整える。

(2) 諸会議の開催

- イ. 定時総会の開催
- ロ. 理事会の開催
- ハ. 総務委員会の開催
- ニ. 組織委員会の開催
- ホ. 税制委員会の開催
- ヘ. 広報委員会の開催
- ト. 研修委員会の開催
- チ. 厚生委員会の開催
- リ. 青年部会連絡協議会の開催
- ヌ. 女性部会連絡協議会の開催
- ル. 事務局長会議の開催
- ヲ. 全国大会実行委員会の開催
- ワ. その他必要に応じた迅速な会議の開催

(3) 福利厚生制度の推進

法人会の福利厚生制度を取り巻く環境は、財政運営と一体となり依然として厳しい状況が続いているが、引続き全法連福利厚生制度取扱三社である大同生命保険株式会社、A I G損害保険株式会社、アフラック生命保険株式会社及び三井住友海上火災保険株式会社との連携を一層強化しつつ、福利厚生制度の円滑な運営と財政基盤の安定化のため、重点推進施策を重点とした活動を展開する。そして、福利厚生制度50周年に向け、各社独自の施策に対して協力するとともに、福利厚生制度の充実と拡大を目指すのと同時に、連絡協議の場を充実させ、全法連の表彰制度の実施と合わせ以下の施策を展開する。

- イ. 各種福利厚生制度の普及・推進
- ロ. 福利厚生制度推進連絡協議会（県連）の開催
- ハ. 福利厚生制度推進連絡協議会（単位会）の開催
- ニ. 福利厚生制度推進大会（全体会）の開催
- ホ. 法人会事務局職員全法連共済制度の活用

3. 事務運営体制の確立

(1) IT化時代への対応と情報公開の拡充

全法連が主体となった「法人会統合プラットフォーム」の活用によるIT化時代に対応したより強固な情報ネットワークの構築を目指す。

また、引続き個人情報保護法に基づき個人情報管理の徹底を図ると同時に、「マイナンバー制度」の普及・促進や、一般市民に対する会活動のPRや「税」をはじめとする様々な情報を発信することに努める。

(2) 適切な会計処理と法令順守の一層の強化

新公益法人制度に伴い導入した「PCA会計ソフト クラウド版」の適正運用及び全法連の「監事監査マニュアル」に基づく適正な会計処理と法令を順守した会務の運営に努める。